

○ 鈴鹿工業高等専門学校研究用微生物安全管理規則

平成 29 年 6 月 30 日
規則 第 106 号
最終改正令和 3 年 7 月 7 日

鈴鹿工業高等専門学校研究用微生物安全管理規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）の実験室等において取り扱う研究用微生物の安全管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病原体等安全管理規程 国立感染症研究所病原体等安全管理規程（国立感染症研究所が策定したもの。以下「病原体等安全管理規程」という。）をいう。
- (2) 微生物 細菌、真菌、ウイルス、原虫及び寄生虫をいう。
- (3) 病原性 微生物が何らかの機構により、人若しくは動物又は植物に危害を及ぼすことをいう。
- (4) 教職員等 本校の教職員及び学生並びに他機関から受け入れた研究員等で、この規則に従い職務上又は教育研究上研究用微生物を取り扱う者をいう。
- (5) 法令等 病原体等安全管理規程に記載のある法律等をいう。

(校長の責務)

第 3 条 校長は、本校における研究用微生物の安全管理に関する事務を総括する。

(教職員等の責務)

第 4 条 教職員等は、管理区域において微生物を取り扱うときは、この規則に定める方法に従うものとし、法令等及び本校の諸規則に定める事項を遵守しなければならない。

(実験責任者の責務)

第 5 条 本規則における実験及び保管の実施においては、本校教職員のうちから実験責任者を置き、その実験及び保管について安全管理に責任を負うものとする。

- 2 実験責任者は、本校教職員及び学生においては本校が指定する定期の健康診断等を受け、異常が認められない者にしか実験及び保管に従事させてはならない。
- 3 実験責任者は、該当する実験及び保管に携わる教職員等に安全教育を実施せねばならない。

(安全主任者の責務)

第 6 条 安全主任者は、該当する実験及び保管について、適切に実施されているか適宜確認を行う。災害時に際しては、緊急事態に即応した所要の措置を講じ、校長を補佐する。

(研究推進委員会 実験安全・教育担当)

第 7 条 本校における研究用微生物の安全管理に関する事項は、研究推進委員会 実験安全・教育担当（以下「実験安全・教育担当」という。）において調査審議し、及び校長に対し助言及び勧告をするものとする。

(微生物の BSL 及び ABSL の分類)

第 8 条 微生物の危険性のレベル（以下「BSL 及び ABSL」という。）を分類する基準は、病原体等安全管理規程別冊 1 のとおりとする。

2 微生物の BSL 及び ABSL の分類は、病原体等安全管理規程別冊 1 に定める基準に基づいて行うものとする。なお、本校においては、病原体等安全管理規程別冊 1 に定める BSL3 並びに BSL4 及び ABSL3 並びに ABSL4 の微生物を保管すること並びに実験することは、これを認めない。

3 校長は、微生物の BSL 及び ABSL の分類が第 1 項の基準によることが適切でないと認めた場合は、前項の規定にかかわらず実験の方法及び用いる微生物の量により当該微生物の BSL 及び ABSL の分類基準を別に定めることができる。

(実験室の安全設備及び運営に関する基準等)

第 9 条 微生物を用いる実験室は、用いる微生物の BSL 及び ABSL の分類に応じ、病原体等安全管理規程別表 1 の付表 2 及び付表 3 並びに別表 2 に定める基準に従って必要な設備を備え、運営するものとする。

(微生物の取扱い)

第 10 条 実験責任者は、病原体等安全管理規程別冊 1 に定める BSL2 及び ABSL2 の微生物を用いて実験しようとするとき又は保管しようとするときは、微生物実験・保管申請書(別記様式第 1 号)により、実験安全・教育担当に申請しなければならない。

2 校長は、上記による申請があったときは、当該申請事項に係る承認の是非等について、実験安全・教育担当に諮問するものとする。

3 遺伝子組換え実験又は動物実験の実施を伴う取扱いについては、この規則に定めるもののほか、組換え DNA 実験安全管理規則(平成 16 年規則第 29 号)、動物実験規則(平成 20 年規則第 83 号)、その他本校の関連する規則等の定めるところによる。

4 実験責任者は、遺伝子組換え実験又は動物実験の実施を伴う実験及び保管の実施については、組換え DNA 実験安全管理規則(平成 16 年規則第 29 号)、動物実験規則(平成 20 年規則第 83 号)の定めるところにより、各種申請・報告等を行うこととする。

(病原性の微生物の運搬)

第 11 条 病原性の微生物を運搬する場合は、法令等、厚生労働省令等において定める運搬の基準に従い、当該微生物の散逸を防止できる専用の容器、包装及び外装により、これを実施しなければならない。

(微生物の処理)

第 12 条 病原体等安全管理規程別冊 1 に定める BSL1 及び ABSL1 並びに BSL2 及び ABSL2 の微生物(これらに汚染された可能性があるものを含む。次項において同じ。)は、当該微生物に最も有効な消毒滅菌方法により処理しなければならない。

(ばく露及びその対応)

第 13 条 次の各号に掲げる場合は、これをばく露として取り扱う。

(1) 教職員等が第 20 条又は第 21 条による健康診断の結果、病原体等安全管理規程別冊 1 に定める BSL2 及び ABSL2 の微生物を用いた実験により、当該実験に用いた微生物による健康障害であることがばく露直後の報告等により明確に特定できる場合

(2) ばく露を発見した者は、直ちに安全主任者及び総務課長に通報しなければならない。

(3) 安全主任者及び総務課長は、実験安全・教育担当と協力し、必要な応急措置を講じなければならない。

(4) 校長は、第 3 項の報告を受けたときは、必要な処置を講じるとともに、必要に応じて危険区域を指定することができる。

(5) 校長は、前項の危険区域の指定を行ったときは、事故及び当該指定の内容を教職員等に通知するとともに、当該危険区域への関係者以外の立入りの禁止、機器等の使用制限等必要な措置を講じなければならない。

(6) 校長は、前2項の措置を講じたときは、実験安全・教育担当、安全主任者、総務課長その他適当と認める者とともに原因の究明及び再発防止のための対策を講じなければならない。

(7) 校長は、危険区域の安全性の回復を確認したときは、速やかに当該危険区域を解除し、教職員等にその旨を通知しなければならない。

(災害時の応急措置)

第14条 校長は、地震、火災等の災害（以下「災害」という。）による重大な被害が発生し、微生物の安全管理に関しこの規則に定める措置のみでは十分でないと判断したときは、直ちに緊急対策本部を設置しなければならない。

2 安全主任者及び総務課長は、前項の緊急対策本部が設置されるまでの間、実験安全・教育担当と協力し緊急事態に即応した所要の措置を講じるとともに、緊急事態及び講じた処置の内容等を速やかに校長に報告しなければならない。

(緊急対策本部の構成等)

第15条 前条第1項の緊急対策本部は、本部長、その他の委員をもって構成する。

2 緊急対策本部の本部長は、校長をもって充てる。

3 緊急対策本部は、次の各号に掲げる事項について指揮又は処理する。

(1) 微生物の逸出の防止対策に関すること。

(2) 汚染防止並びに汚染された場所及び物の処置に関すること。

(3) 被汚染者の処置に関すること。

(4) 危険区域の指定に関すること。

(5) 危険区域の安全性調査及び危険区域の解除に関すること。

(6) 広報活動に関すること。

(7) その他緊急事態における微生物の安全管理に関し必要なこと。

4 緊急対策本部は、微生物に関する安全性を確認し、緊急事態が解消したときに解散する。

(健康診断)

第16条 校長は、取り扱う微生物が人体に病原性があるとされている場合には、必要に応じて教職員等に対し、次の各号に掲げる事項の健康診断を実施し、当該教職員等に受診させなければならない。

(1) 取り扱う特定の微生物に対する検査等

(2) 取り扱う微生物により発症するおそれのある症状の臨床的診断

(臨時健康診断)

第17条 校長は、必要と認める場合には、臨時の健康診断を実施し、教職員等に受診させなければならない。

(健康診断の記録)

第18条 校長は、健康診断の結果、健康管理上必要と認められる事項について、教職員等ごとに記録を作成しなければならない。

2 前項の記録は、教職員等の異動又は退職の後、原則として、10年間保存しなければならない。ただし、取り扱った微生物の潜伏期間が短いものについては、この限りでない。

(健康診断後の措置)

第19条 校長は、健康診断の結果、教職員等に病原体等安全管理規程別冊1に定めるBSL2及びABSL2の微生物による感染が疑われる場合には、直ちに安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、研究用微生物の安全管理に関し必要な事項は、分科会の議を経て、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

微生物実験・保管申請書

実験安全・教育担当長 殿

申請年月日 年 月 日

実験責任者 所属
氏名 _____ 印

鈴鹿工業高等専門学校研究用微生物安全管理規則第9条の規定に基づき、微生物の（実験・保管）について、次のとおり申請します。

1	実験・保管する微生物の名称 (種別)		
2	実験・保管する微生物のBSL 及びABSL (注) 1	<input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> ABSL2	
3	実験・保管の目的		
4	実験内容 の説明	(1) 微生物を用 いる実験室 の名称, 設備 の内容等	安全キャビネット (有・無)、オートクレーブ (有・無)、バイオハザード標識 (有・無)
		(2) 微生物を用 いる実験の 方法 (注) 2	エアロゾル発生の可能性が高い手順 (有・無)
		(3) 実験の実施 期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		(4) 利用責任者 以外の実験 参加者 (注) 3	所属: _____ 氏名: _____

5 保管内容等の説明	(1) 保管場所	
	(2) 保管方法	
	(3) 保管期間	年 月 日 ~ 年 月 日
6 備考 (注) 4		

(注) 1 病原体等安全管理規程別冊1に掲げられていない微生物にあつては、相当するBSL及びABSL並びにその判断根拠について記入すること。但し、本校においては、病原体等安全管理規程別冊1に定めるBAL3並びにBSL4及びABSL3並びにABSL4の微生物を保管すること並びに利用することは、これを認めない。

2 エアロゾル発生の可能性が高い手順には、密閉した遠心カップを使用しない遠心、凍結乾燥、乳鉢による磨砕、ブレンダーによる磨砕、機械による強力な振盪または混合、超音波破碎、周囲の気圧と内部の気圧の異なる感染性試料容器の開封、動物の鼻腔内接種、動物や受精卵からの感染性組織の回収などが含まれる。

3 研究用微生物安全管理規程第5条2項の規定のとおり、本校教職員及び学生においては本校が指定する定期の健康診断等を受け、異常が認められない者にしか実験及び保管に従事させてはならないため、確認して申請すること。

4 備考欄は、特記事項がない場合は空欄のまま提出すること。